

島根地方最低賃金審議会

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和5年10月10日（火）午後4時00分～午後5時40分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は議事録を公開とするが、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある等の場合には、島根地方最低賃金審議会島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開とする旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側委員から、前年割れの状態が続いていた生産台数は、昨年後半から半導体不足の緩やかな回復に伴って徐々に前年を上回る状況にあり、新車登録・届出数が前年同月に比べて増加傾向となっており、ほぼコロナ禍前の状況に戻りつつあること。この特賃の引上げを行い、島根の基幹産業である自動車・同附属品製造業の魅力を発信していくことは将来を担う人材の県外流出を防ぐことにつながる。この産業における人材そして担い手確保のために、そこで働く労働者の生活水準向上を通じた魅力づくりのためにも特定最賃の優位性確保は不可欠であることなどを主張し、最低52円以上の引上げを提示すべきところ、労働協約の最低額が970円であることから、上限の19円引上げが提示された。 一方、使用者側委員からは、8月の新車の登録台数は17%アップで12か月連続増加と			

なっているが、前年は半導体や部品が入りにくかったことなどの悪い状況であったことによるアップであり、人件費や部品コストの上昇、2024年物流問題など取り巻く環境は悪いこと。8月の企業物価は対前年同月比で3%増加しており、また、今後ガソリン価格の助成がいつまで続くか不透明であり、物流問題、EVシフトなども踏まえると、引上げ額はできるだけ抑えたいこと。県賃比較による優位性の考え方は相いれることはできないこと等を主張し、引上げ額9円が提示されました。

その後、公労・公使会議を重ね歩み寄りを図った結果、労働者側は引上げ額19円、使用者側は引上げ額15円の再提示があったものの、現時点でこれ以上の歩み寄りには困難として次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長から、次回専門部会は公開とし、議事録も公開するが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開とする旨説明し、本日の会議を閉会とした。